

「秩父・長瀨方面工場見学研修旅行」平成三十年九月五日

管外研修旅行の思い出・話し

副会長 天宮吉久

私達、葛飾食協の親睦と研修の場でもありますが「管外研修会」に携わる幹事さんにとって、一番の心配は季節が台風との遭遇ですが、今回は素晴らしい天候のもと出発となりました。

首都高速に入ってから、恒例の食品衛生に関する車内研修のクイズの時間です。毎年いろいろ工夫をされた問題。毎年、実にご苦労なことだと解答のやり取りで一時を楽しみます。

それが終わると、自由の飲食タイムですが、ビール・缶酎ハイ・日本酒・つまみ等々、車内は「研修会場」から「サロン」へと様変わりです。しかしながら、自分にとっては、ちょっとさみしい感情が込み上げてくる次第であります。高齢化の波がここにも押し寄せて来ている感じが有り、いささか盛り上がりか今イチと言いますか？穏やかと言いますか？反面「ホツ」ともしています。歳のせいなのでしょう！

自分は、七十才を過ぎた頃より、急に社会の発達に気がなり、医学・衛生・料理等、自分の感覚や知識では付いて行けないと感じています。日本は、明治維新より百五十年の時を経ましたが、敗戦、そして今日のインターネット時代となり、人間の生命百才時代を迎え、まだ二十年以上あるな自分は！と想いを巡らしているうちに、快適にバスは走り続け、最初の目的地に着きました。

「グリコピアース」の工場見学です。全て自動化された工場内を可愛いガイドさんに案内され、企業は常に時代と共に走り続けねばと感じた次第です。再度、サロンバスに乗り込み、間もなく長瀨の屋敷会館に着きました。長瀨「花のおもてなし長生館」の昼食、「早瀬」という名のコースで、花のおもてなしはあまり感じられませんでした。でも、一時間ほど楽しい一時を過ごしました。お腹も満腹？になり長瀨の景観を車中から眺めたのですが、残念ながら通り過ぎた台風の影響で、川は増水した濁り水で茶色化しており、素晴らしい風景を楽しむという感じまでには行きませんでした。

バスは進み秩父の酒蔵見学となります。酒は一人で飲むより友と飲むことこそ第一と古来より言われていますが、濁り酒、濁れる飲み、しばし飲談、試飲もこれまた楽しからん。途中、帰路に付き、途中「道の駅はなぞの」にて休憩とお土産の買い物を済ませて、予定通りの六時頃着となる。日帰り研修旅行は、点々と巡り、目標も川の流れのようでしたが実に楽しい旅行でした。

我流川柳を一句
感動も
明日になれば
秋の空

葛飾区食品衛生協会は、平成30年10月15日(月)午後2時から、健康プラザかつしかにおいて、葛飾区保健所との共催で消費者懇談会を開催し、事業者一般消費者、消費者団体等合わせて48名の参加を得た。

第一部では東京家政大学教授「森田幸雄氏を講師に迎え、ジビエ(野生鳥獣肉)の衛生管理およびお肉に関する食中毒について」と題し講演を行った。

食文化の多様化により、日本にお店が増え、野生鳥獣肉(ジビエ)の提供も増え、衛生管理について説明がなされた。講師の森田教授は、国内の野生鳥獣が保有する病原体は、すべて加熱により死滅するものであると、生食は危険であるという認識を消費者が持つ必要があると強調された。また、ジビエ以外では、近年、鶏肉の生食を原因とするカンピロバクターによる食中毒が多発していることから、鶏肉の加熱方法や取り扱いについて、質疑応答が行われた。

平成30年11月17日(土)・18日(日)新小岩公園にて、晴天のなかで、かつしかフードフェスタが開催された。葛飾区内に飲食店を営んでいる47業者が出店した。ラーメン、唐揚げ、団子、牛やモツの煮込み、うなぎ、提供フードや各種パン類等々、初日の九時三十分から、開会式が行われて午前十時に各店舗の営業が一斉に開始された。ラーメンや唐揚げや煮込み料理等のブースに行列が早い時間に出来た。十一時三十分前には会場内は人だかりで混雑を極め、揚げパンや唐揚げを油で揚げた音やジュースの缶を揺らす音が響き渡る。鉄板で肉や野菜をジュースと高温で焼き上げる音が響き渡る。時間差で香り、食欲を刺激する。フードフェスタならではの感覚体感である。

飲食スペースでは、用意されたテーブル、椅子も中央に仮設テントも設置された。自前で持参したビニールシートを敷いて食を家族で談笑しながら味わっている人達も



「東京都受動喫煙防止条例」公布を受けて
都内飲食店原則屋内全面禁煙

一、都条例の可決から施工まで
平成30年6月27日 都条例の可決
平成30年7月4日 都条例の公布
平成31年9月1日 都条例の一部施行
都・都民・保護者の責務等、公共施設・行政機関

店頭表示ステッカーの義務化(飲食店に於ける喫煙場所の有無が分かる標識の掲示義務(努力義務))
平成32年4月1日 全面施行

*罰則適用あり
喫煙をすることが出来る場所を定めようとするときは、標識を掲示しなければならぬ。

*店内が屋内全面禁煙であっても、努力義務となる。(罰則適用なし)
平成32年4月までに喫煙専用室の設置等、喫煙環境対策を実施する必要があります。(飲食店内外にて喫煙する場あり)

二、全面施行後の対応策
改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例により平成32年4月1日から、都内飲食店は、原則屋内全面禁煙となり、従業員が居る既存飲食店
「客席面積100㎡超」もしくは「資本金五千万超」の飲食店、新規店は、従業員が無関係に問わず同様の扱いになります。
「客席面積100㎡超」もしくは「資本金五千万超」の飲食店、新規店は、従業員が無関係に問わず同様の扱いになります。

三、助成金制度
A 一 厚生労働省
B 一 飲食・宿泊施設の分煙環境整備補助金(東京都産業労働局(検討中))
四、背景・いつから?なぜ?
東京都受動喫煙防止条例の制定に関し

多くの意見交換会ではまず、第二部の食品衛生推進員である谷義信氏が、自社における衛生管理に対する取り組みについて紹介した。作業手順のマネージャ化、基本の徹底など、一般家庭においても参考となるお話を聞くことができた。

次に葛飾区保健所 健康づくり課 栄養推進担当 藤野先生が講師となり、「お肉の栄養」と題し、お話をされた。良質なタンパク質を多く含む、効率的な供給源となる「お肉」は、人間にとって非常に有益なことを強調された。

第一部の講演、第二部の意見交換会ともに、参加者は熱心に耳を傾けていた。

では、平成26年の「東京都受動喫煙防止対策検討会」設置要綱にてほぼ決まっていたのでは無いかと思われる。平成26年10月に提出された設置要綱(第一号)の中に「東京都における受動喫煙防止対策の推進に関すること」と記載されている。外添要一都知事の時である。その後、この検討会の会議は、平成26年10月29日の第1回から平成27年5月29日の第6回までを経て議事録として報告されている。

その議事録の内容から類推すると、様々な意見、例えば(1)副流煙の人体に及ぼす肺がん等の誘因に関するデータの科学的精度及び信憑性、(2)憲法や他の法律との客観的整合性、(3)合法である喫煙行為を現在少数であるとする行政が規制を強化する等々の問題点を指摘している委員もいる。しかしながら、検討会の発足当初から既に「全面禁煙(在りき)が基本路線としてレールが敷かれていた感が否めない。この「全面禁煙(在りき)を突き動かしているエネルギーは、何処にあるのか?又、何故なのか?」

端を発すると、厚生労働省の「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書」にその基本的発想と受動喫煙防止対策の普及啓発の促進をいかに推し進めていくべきかが、「喫煙は害である」との視点から論述されている。

平成12年策定された「二一世紀における国民健康づくり運動」、平成15年施行の「健康増進法第二十五条」、更には平成17年2月「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効が追い風となり、6回の検討会を経て報告書がまとめられるに至った。

* 次号では、「東京都受動喫煙防止条例」改正健康増進法の罰則規定運用面に於ける問題点と対応策を採り上げたことを考えてみます。又、喫煙専用室の設置をする際に要する費用に於ける財政的支援(補助金・助成金)の詳細と風営法に基づく営業許可店舗に於ける対応策も採り上げて考えてみます。

かつしかフードフェスタ開催

東京都受動喫煙防止条例

編集後記
平素は、格別なるご理解ご協力を賜り衷心より御礼申し上げます。今回は、私ども飲食店事業者にとりまして、直接大きな影響を及ぼす法律改正の問題点を採り上げました。甚だ不十分の内容と思いますが、是非ともご精読頂き、皆様と共に今後の営業環境改善の研究の場として研鑽して参りたいと考えております。

編集人 副会長 菊地明範

東京都受動喫煙防止条例の制定に関し

お食事処、呑み処、蕎麦、うどん

更科 ゆたか

■営業時間:11:00~20:30(L.O.20:10) ■定休日:水曜日

東京都葛飾区青戸1-10-3

電話 3697-1519

うまいもん串酒場

ありがたや

営業時間
月~木 ▶17時~26時
金 ▶17時~27時
土 ▶15時~27時
日・祝 ▶15時~24時30分

東京都葛飾区亀有5-34-10 ドエル亀有1F

電話 5856-2166